# 第4回 邑楽町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年10月10日(火)午後3時00分~4時00分
- 2. 開催場所邑楽町役場 201会議室
- 3. 出席委員 10人
  - 1番 金子 節夫
  - 2番 島田 信成
  - 3番 中野 文子
  - 4番 髙田 洋子
  - 5番 齋藤 澄博
  - 6番 横山 宏
  - 7番 松島 章倫
  - 8番 横山 正行
  - 9番 中村 政五郎
  - 10番 小林 修
- 4. 事務局 事務局長 吉田 享史 課長補佐 國府田 諭 主事 茂木 智哉
- 5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 議案
  - 第 9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権)
  - 第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(地上権)
  - 第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第12号 農用地利用集積計画(案)の決定について
  - 第3報告
  - 第 3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 6. 会議の概要

それでは只今より、第4回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。

## 事務局長(吉田)

只今の出席委員数は、10名でございます。

## 会長 (横山)

事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、 在任委員の過半数が出席しております。よって、第4回邑 楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。

## <会長挨拶>

これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号5番齊藤澄博委員、同じく6番横山宏委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。

次に議事日程第2、議案第9号、農地法第3条第1項の 規定による許可申請について(所有権)を議題といたしま す。1番について事務局より説明願います。

## 事務局(國府田)

議案第9号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権)であります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和5年10月10日、邑楽町農業委員会長、横山正行。

番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、1ページから3ページを参照してください。以上です。

## 会長 (横山)

事務局からの説明が終わりました。質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。

## (挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。

#### (举手全員)

挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。

つづきまして、2番について事務局より説明願います。

## 事務局(國府田)

番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、4ページから6ページを参照してください。以上です。

# 会長 (横山)

事務局からの説明が終わりました。質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。

## (挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。

## (挙手全員)

挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。

つづきまして、3番について事務局より説明願います。

## 事務局(國府田)

番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由については議案書記載の通りでございます。備考欄について、補足説明させていただきます。譲受人の実家は足利市で専業農家を営んでおり、昨年の8月より法人化し、耕作面積も12ha程度あります。譲受人は長年その実家の手伝いをしており、農業経験は豊富にある状況です。また、自己所有している農業機械以外に必要となる農業機械がある場合は、実家から借り受けて使用できるとのことです。資料につきましては、7ページから8ページを参照してください。以上です。

## 会長(横山)

事務局からの説明が終わりました。質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。

## (挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。

#### (举手全員)

挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。

次に議案第10号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について(区分地上権)の1番については、議案第11号、農地法第5条第1項の2番とそれぞれ関連がありますので、そちらで一括審議させていただきます。

次に議案第11号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明を願います。

#### 事務局(國府田)

議案第11号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和5年10月10日、邑楽町農業委員会長、横山正行。

番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、9ページから12ページを参照してください。以上です。

## 会長 (横山)

事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。

#### 9番(中村)

9番中村です。10月6日に事務局と3班で現地確認を 行いました。申請地は大字篠塚字水立地内、案内図は資料 9ページ、付近状況図は10ページを参照してください。 申請地は県道矢島大泉線より南に300メートルくらいの ところに位置しており、その他農地の第2種農地として判 断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的 に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、 現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお 願いします。

#### 会長 (横山)

担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑 に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願い します。

## (挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。

#### (举手全員)

挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することを決定いたしました。

ここで暫時休憩致します。

休憩前に引き続き、議事を行います。

次に議案第11号の2番について、議案第10号、農地 法第3条第1項の規定による許可申請について(区分地上 権)の1番と関連がありますので、一括で審議します。事 務局より説明をお願いします。

事務局(國府田)

まず5条から説明いたします。番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については議案書記載の通りでございます。今回の案件は、現在も営農型太陽光発電として行われており、令和5年10月25日に一時転用の許可期限切れを迎えるため、その継続をするための申請となります。

改めてご説明しますが、営農型太陽光発電とは、太陽光パネルの下で営農を継続しつです。この場合、太陽光光のです。この場合、太陽光光のです。この場合、太陽光光のです。この場合、太陽光光のです。この場合、太陽光にの地域を出すという形態回の通達で定められたある一定ない。または営農自体が適切にとやが高いといる。または営農が見られないという。というは、という関係性のものであります。のまりの案件についるというとです。今回の案件についるというとです。今回の案件になります。の大人が大人が大人が大人が大人の下で営農を継続し、農地として利用されることから、共同関係付きの一時転用という扱いになります。

続いて合わせて審議する農地法3条の区分地上権設定の申請についてですが、これは、営農型太陽光パネルを設定するため、パネルを設置する部分に区分地上権を設定するものであります。区分地上権とは、地下又は空間に上下の範囲を定め、耕作物を所有するために設定する権利をいうものです。なお、この3条の許可は5条の許可が群馬県から正式に発出されると同時に許可を出すこととなっております。つまり、3条の区分地上権の許可は県が5条申請の許可を発出することが条件となります。許可期間についても3条・5条ともに同じ期間となります。

以上のことから、太陽光発電のための一時転用、太陽光パネルの下の営農との双方の相関関係があるため、3条申請・5条申請ともに、慎重にご審議お願いします。資料につきましては、13ページから14ページを参照してください。以上です。

事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。

## 7番(松島)

7番松島です。10月6日に事務局と3班で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字鶉岡地内、案内図は資料13ページ、付近状況図は14ページを参照してください。申請地は3年前に一時転用の許可になっているところですが、営農型太陽光としては管理が行き届いていないように見受けれました。しかし、今後の営農計画なども提出されていることから、許可せざるを得ない状況との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。

## 会長 (横山)

担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑 に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願い します。

## (挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。

# (挙手全員)

挙手全員、よって本件及び議案第10号1番の案件については原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、 県知事へ送付することを決定いたしました。

次に議案第12号、農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。先に、議事日程と一緒に配布しました、「令和5年11月、農用地利用集積計画(案)」について農業振興課より、説明を願います。

#### 農業振興課(茂木)

それでは令和5年度11月農用地利用集積計画(案)についてご説明します。農用地利用集積計画(案)をご覧ください。新規3年から再設定10年、また、中間管理機構を通じた貸し借りや、所有権移転等の区分がございますが、各区分の面積については、表の通りとなっております。また、各区分の面積を合計したものが、一番下の合計欄の通りとなります。

次に、令和5年11月1日現在利用権設定状況(予定)をご覧ください。各項目における数値は記載の通りであり、農地集積率については、前回比で0.05%の増となりました。以上、ご報告申し上げます。ご審議をよろしくお願いいたします。

農業振興課からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

よって、本件は原案のとおり決定いたしました。

次に議事日程第3、報告第3号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてを議題とします。1番から2番について、事務局より一括して報告願います。

事務局(國府田)

報告第3号農地法第5条第1項第6号の規定による農地 転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第 1項第6号の規定による農地転用届出があったので報告し ます。令和5年10月10日、邑楽町農業委員会長、横山 正行。

こちらは市街化区域内における 5 条の届出によるものでございます。番号 1 番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については 1 7 ページをご参照ください。次に番号 2 番につきまして、資料については 1 7 ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。

会長 (横山)

以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第4回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和5年10月10日

邑楽町農業委員会 会長 横山 正行

委員 齊藤 澄博

委員 横山 宏